

令和4年4月20日までに届出直しが必要となる施設基準（薬局）

下記の改正された施設基準について、令和4年4月1日以降に算定する場合は、届出が必要ですので関東信越厚生局栃木事務所に令和4年4月20日（必着）までに郵送による提出をお願いします。

【特掲診療料】

- 地域支援体制加算4
- 後発医薬品調剤体制加算1
- 後発医薬品調剤体制加算2
- 後発医薬品調剤体制加算3

- ☆ 届出様式は関東信越厚生局のホームページからダウンロードして使用してください。
- ☆ 届出直しが必要な施設基準のみ記載しています。新設された又は施設基準が創設されたものもありますので、詳細は告示・通知をご確認ください。また、今後、告示・通知の訂正がある場合が考えられますので、ご注意ください。
- ☆ 新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から郵送で余裕を持った提出をお願いします。